１８　緊迫度を増す国際情勢等を踏まえた国民保護の更なる充実に係る提言

全国知事会では、ロシアによるウクライナへの侵略や、北朝鮮からの弾道ミサイルの発射による挑発行為など、緊迫度を高める国際情勢を受け、令和４年から国民保護の充実に係る提言を行ってきた。

その後も、ロシアによるウクライナ侵略は止む気配がなく、中東でも不安定な情勢が続いていることに加え、北朝鮮は、弾道ミサイル等の発射による挑発行為を繰り返している。

こうした緊迫度を増す国際情勢を踏まえ、国民の不安が高まっていることから、万一の事態に備えた国民保護の充実は、喫緊の重要課題である。

ついては国において、これまでの提言と合わせて、次の事項に取り組むよう求める。

１　国民保護に関する普及啓発

○　迅速かつ円滑に避難措置が講じられるよう、国民保護に関する啓発を強化するとともに、九州・山口各県が進めている避難住民の受入れに係る検討については、あくまでも訓練上の一つの想定であることを、国民はもとより報道や関係事業者等の理解を得るための丁寧な説明と協議に努めること。

２　避難施設の確保と整備

○　緊急一時避難を含めた避難施設について、国有施設の指定が進むよう、所管の各省庁に対し指定協力に係る依頼文を発出する等の協力を徹底するとともに、省庁ごとの一元的な窓口を示すこと。

○　民間施設の指定に関して、施設管理者の負担が生じないよう、事故や損害発生時の統一的な考え方を基本指針として明示すること。併せて、引き続き、先進県のモデルケースを示すなど、指定のノウハウを共有するとともに、避難施設の指定に関して、施設管理者や国民の理解促進に取り組み、政府による広報の一層の強化を図ること。

○　民間施設の負担軽減のため、避難施設データベースについては、真に必要な項目を予め選定し、項目の追加等については最小限の内容にするよう検討すること。

○　シェルター（緊急一時避難施設及び特定臨時避難施設）の整備については、令和８年３月に示された基本方針を踏まえ、具体的な進め方を整理すること。また、自治体や国民に対して継続的に情報発信し、要件を満たす自治体や一時避難を含め趣旨に沿った地下施設等の整備を行う自治体に対しては、十分な情報提供を行い、ランニングコストも含めた財政面、技術面の支援を行うこと。

３　避難行動に関する啓発の強化

○　弾道ミサイル発射時の対応について、テレビ・ラジオによる政府広報などを活用して、様々な場所や状況下での適切な避難行動に対する啓発の一層の強化を図ること。また、避難行動の解除を周知する時期についての考え方を示すこと。

４　国民保護措置の実施体制

○　離島の住民避難については、島外に避難させる場合は輸送手段に大きな制約があることから、平素からの備えとして、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して航空機や船舶の優先的な確保の依頼や国が自ら保有する

船舶等の使用など、避難に必要な航空機、船舶、飛行場及び港湾の確保について検討するとともに、住民避難の拠点となる港湾・飛行場の整備について所要の事業費を配分すること。

○　要配慮者の広域避難に関しては、前項の航空機や船舶等に加えて、医療用車両や福祉車両等の搬送車両、車いすや酸素ボンベ等を含む医療資器材、救護班の編成・派遣や避難中の付添人員など、要避難地域及び避難先地域の対応にとどまらず、全国の医療・福祉関係者の協力が得られる体制を検討すること。